

津 市 公 報	第 1 4 7 号 平成 2 4 年 2 月 6 日
目 次	
津市告示	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
公示送達	
放置自転車等の撤去及び保管	
認可地縁団体の告示事項の変更	
国民健康保険被保険者証の無効	
津市下水道排水設備指定工事店の指定（取り消し）	
公示送達	
建築基準法の規定による特定工程等の指定	
津市下水道排水設備指定工事店の指定	
地縁による団体の告示事項の変更	
津市公告	
津都市計画の変更に係る縦覧	
軽微な変更に伴う津市農業振興地域整備計画の変更	
開発行為に係る工事の完了	
犬の抑留	
宅地開発事業に関する工事の完了	
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札及び参加意思確認型指名競争入札の執行	
市有財産売却に係る一般競争入札の執行	
津市水道局告示	
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定	
津市選挙管理委員会告示	
農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所	
選挙人名簿からの抹消者	
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。	

津市告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 8 年津市告示第 104 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 24 年 1 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

南河路自治会

三重県津市南河路 449

代表者 谷 宗弘

2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

変更前	三重県津市南河路 472 代表者 森岡 保太
変更後	三重県津市南河路 449 代表者 谷 宗弘

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 24 年 1 月 8 日の定期総会において新任されたため

津市告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年津市告示第 4 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 1 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大里野田町自治会

三重県津市大里野田町 5 3 3

代表者 藤井 一美

2 変更に係る事項

主たる事務所の所在地

変更前	三重県津市大里野田町 4 0 1 - 1 代表者 藤井 大助
変更後	三重県津市大里野田町 5 3 3 代表者 藤井 一美

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 4 年 1 月 8 日の通常総会において新任されたため

津市告示第 12 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができる。

なお、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てについての決定を経ないで、審査請求をすることができる。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成 24 年 1 月 17 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住所	氏名	生年月日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 消除した年月日

平成 23 年 1 月 17 日

津市告示第 13 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 12 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 24 年 1 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成 24 年 1 月 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 24 年 1 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 24 年 1 月 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	7	平成 24 年 1 月 10 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 24 年 1 月 12 日

2 保管期間

告示の日から 90 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年河芸町告示第 1 4 4 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 1 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中瀬自治会

三重県津市河芸町中瀬 1 4 7 番地

代表者 内 山 豊 志

2 変更に係る事項

(1) 代表者の住所及び氏名

変 更 前	三重県津市河芸町中瀬 3 0 7 番地 1 松 田 柳 一
変 更 後	三重県津市河芸町中瀬 1 4 7 番地 内 山 豊 志

3 変更の理由

任期満了により、平成 2 4 年 1 月 3 日新任のため。

4 変更年月日

平成 2 4 年 1 月 3 日

津市告示第 15 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 24 年 1 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
8 1 5 4 4 4 8	平成 23 年 10 月 1 日	平成 24 年 1 月 4 日
3 1 0 1 5 9 4	平成 23 年 10 月 1 日	平成 24 年 1 月 10 日
8 1 1 4 1 8 6	平成 23 年 10 月 1 日	平成 24 年 1 月 11 日

津市告示第 16 号

津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号）第 15 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第 17 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

平成 24 年 1 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定を取り消した工事店

工 事 店 名	所 在 地	取消し年月日
美輪ホームサービス	松阪市光町 5 番 3 号	平成 24 年 1 月 16 日

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条及び同法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第４項の規定により告示する。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができる。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

津市長 前 葉 泰 幸

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

生年月日 ○○○○○○○○○○

平成24年1月24日

津市告示第 18 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、この告示の規定は、法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請に係る建築物（平成 18 年 1 月 1 日以後に当該確認の申請をしたものに限る。）について適用する。

平成 24 年 1 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 中間検査を行う区域
本市の区域全域
- 2 中間検査を行う期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
法別表第 1（い）欄（一）項から（四）項までの用途に供する新築の建築物で、同表（ろ）欄又は（は）欄に該当する規模のもの
- 4 指定する特定工程及び特定工程後の工程
次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が 2 以上ある場合又は 1 の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

主 要 な 構 造		特 定 工 程	特定工程後の工程
(1)	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
(2)	鉄筋コンクリート造	階数が 1 の場合は屋根版の配筋工事、階数が 2 以上の場合には主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）工事	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
(3)	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

（注） 2 以上の構造を併設している場合は、初めて特定工程に係る工事を終

えた部分の構造を主要な構造とみなす。

法第 27 条第 1 項ただし書の適用を受ける木造の建築物については、鉄骨造の欄の規定を準用する。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

津市告示第 19 号

津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 17 条第 1 項の規定により告示する。

平成 24 年 1 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
ムラキ設備	度会郡玉城町宮古 1 4 1 4 番地 4	平成 24 年 2 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで

津市告示第 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 9 年津市告示第 1 6 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 1 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

三多気区

三重県津市美杉町三多気 3 9 0 番地

代表者 滝 谷 芳 照

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	日置東洋和 三重県津市美杉町三多気 5 4 5 番地
変更後	滝谷芳照 三重県津市美杉町三多気 5 0 8 番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成 2 4 年 1 月 8 日から新任

津市公告第 12 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日までに津市に意見書を提出することができます。

平成 24 年 1 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

一身田上津部田地区地区計画

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

自 平成 24 年 1 月 16 日

至 平成 24 年 1 月 30 日

津市公告第 13 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 24 年 1 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			面積	用途区分	
大字	字	地番		変更前	変更後
芸濃町中縄	峠山	817 番 10	426 m ² うち 426 m ²	農地	農業用施設用地
一志町高野	大垣内	1700 番	182 m ² うち 182 m ²	農地	農業用施設用地
一志町高野	大垣内	1701 番	1,021 m ² うち 1,021 m ²	農地	農業用施設用地
一志町高野	大垣内	1702 番	762 m ² うち 762 m ²	農地	農業用施設用地
一志町高野	大垣内	1703 番	631 m ² うち 631 m ²	農地	農業用施設用地
一志町高野	大垣内	1704 番	927 m ² うち 927 m ²	農地	農業用施設用地
一志町高野	大垣内	1705 番	345 m ² うち 345 m ²	農地	農業用施設用地
一志町高野	大垣内	1699 番	1,131 m ² うち 1,131 m ²	農地	農業用施設用地
美里町家所	岩欠	5474 番	1,281 m ² うち 200 m ²	農地	農業用施設用地

津市公告第 1 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 4 年 1 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 2 4 年 1 月 1 9 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市河芸町上野字楠ノ木 4 0 0 3 番ほか 2 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

鈴鹿市東旭が丘町六丁目 6 番 3 3 号

有限会社ヒカリ住建

代表取締役 飯田 容一郎

津市公告第 15 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 1 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 24 年 1 月 24 日

2 抑留期間 平成 24 年 1 月 31 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美里町穴倉	雑種	白	オス	中	91 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 16 号

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）
第 6 条の規定により確認した宅地開発事業に関する工事が完了しましたので、
同条例第 12 条第 4 項の規定により次のとおり公告します。

平成 24 年 1 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 24 年 1 月 25 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一志町庄村字北加茂 424 番地ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
京都市南区上鳥羽角田町 77-1
株式会社 林
代表取締役 林 承克

津市公告第 17 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 24 年 1 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

424013017

公 告 日	平成24年1月30日		工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成23年度下建公補第19号 久居北部処理分区公共下水道工事				
工 事 場 所	津市 久居新町		地内		
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 458m 組立マンホール工 9箇所 小型マンホール工 8箇所 ます設置工 34箇所				
工 期	契約締結の日から 平成24年8月31日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成24年2月10日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成24年2月10日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成24年2月2日 午後5時 まで			
	回 答 日	平成24年2月7日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成24年2月10日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成24年2月15日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	32,536,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

424013018

公 告 日	平成24年1月30日		業 務 担 当 課	下水道建設課		
業 務 名	平成23年度下建公補第1－11号 天神ポンプ場地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市 高茶屋小森上野町		地内			
業 務 概 要	調査箇所 5箇所 機械ボーリング 110m					
期 間	契約締結の日から 平成24年8月31日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	地質調査		部門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
		市内支店等		営業収入金額が5億円以上であること		
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成24年2月10日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成24年2月10日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成24年2月2日 午後5時 まで				
	回 答 日	平成24年2月7日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	平成24年2月10日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成24年2月15日 午後1時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	6,116,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

424013019

公 告 日	平成24年1月30日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成23年度営ス振第1-26号 津市屋内総合スポーツ施設整備に係る地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市 北河路町		地内			
業 務 概 要	地質調査業務 一式 30m 4箇所 20m 12箇所					
期 間	契約締結の日から 平成24年3月30日 まで					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	地質調査		部 門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額が5億円以上であること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成24年2月10日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成24年2月10日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成24年2月2日 午後5時 まで				
	回 答 日	平成24年2月7日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	平成24年2月10日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成24年2月15日 午後1時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	12,760,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。					

津市公告第 1 8 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 4 年 1 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

(1) 件名 市有地売却に係る一般競争入札

(2) 物件の概要

物件 番号	所 在 地	地目	面 積	用途地域
1	津市安濃町田端上野字畑 田 8 番 2	雑種地	200.00 m ²	都市計画区 域内（非線 引）
2	津市河芸町上野字鐘鋳場 3339 番 138	宅地	256.52 m ²	第一種低層 住宅専用地 域に準じる

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次のいずれにも該当しない者
とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に掲げる事項に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人又はその他反社会的団体及びその構成員等である者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

3 入札参加相談・申込み

- (1) 入札参加の相談・申込期間及び場所

ア 相談及び申込期間

平成24年2月27日（月）から3月2日（金）まで

イ 受付時間

上記期日の午前9時から午後4時まで

ウ 相談・申込場所

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎6階 62会議室

(2) 申込方法

ア 入札参加希望者は、申込期間内に市有地売却に係る一般競争入札参加申込書、その他必要書類を申込場所へ提出し、受付手続を済ませてください。

イ 1物件に対し2者以上の共有による申込も可能です。ただし、共有者全員が参加資格を有するものとします。

ウ アの来庁による直接申込み以外の、郵送等による申込みはできません。

(3) 提出書類

ア 市有地売却に係る一般競争入札参加申込書（実印で押印のこと）（所定の様式）

イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

※ 印鑑登録証明書（印鑑証明書）は一般競争入札参加申込書に押印のもの

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人のみ）

エ 身分証明書（破産に関する証明書）（個人のみ）

※ 身分証明書は本籍地の市区町村で交付を受けてください。

オ 市区町村税の完納証明書、もしくは平成21年度分及び平成22年度分の2か年の市区町村税の納税証明書（個人・法人とも）

※ 法人の代表者が津市で課税されている場合は、その個人に係る証明書の添付も必要です。

カ 入札保証金保管証書の写し

キ 委任状及び受任者本人を確認できるもの（運転免許証など）（代理人により入札に参加する場合のみ）

※ 提出書類のうち、イ・ウ・エ・オについては、いずれも申込日において、発行後3か月以内のものに限ります。

※ 複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、カについては物件ごと

に1部提出、イ、ウ、エ、オ、キについては、原本1部と写し（申込物件数分）を提出してください。

※ 一度御提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 申込みに当たっての留意事項

ア 売払物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知のうえ入札してください。申込みに当たっては、必ず現地を事前に確認してください。

イ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、入札参加申込書に記載された申込者及び共有者の名義で行います。

ウ 共有で申込みをされる場合、共有者の方全員が、入札参加の資格を有することが必要です。

エ 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

オ 郵送、電話（ファックスを含みます。）等による申込受付は行いません。

カ 申込手続きが完了したときは、一般競争入札参加者証をお渡ししますので、入札日に必ず持参してください。

4 現地説明会

入札物件の現地説明会は開催しませんので、御了承ください。

※ 随時入札対象物件の敷地を見ていただくことは可能です。（立ち入りは御遠慮ください。）

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

物件番号	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	1, 154, 250円	50, 000円
2	6, 171, 250円	300, 000円

- (1) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を申込受付期間内に現金又は地方自治法施行令第156条第1項第1号に規定する小切手で、物件ごとに市本庁舎1階の会計管理室で納付してください

い。

- (2) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続きを経て、指定された口座への振込みにより返金します。

ただし、落札者については、市有財産売買契約を締結する際に返還いたします。

- (3) 入札保証金には、利息を付しません。

- (4) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属することとなります。

6 入札及び開札

- (1) 日時及び時間

入札日	物件番号	入札執行時間
平成24年3月9日(金)	1	午前9時30分から
	2	午前9時45分から

- (2) 入札場所 津市西丸之内23番1号

津市本庁舎6階 62会議室

- (3) 持参物等（当日入札場所にお持ちいただくもの）

ア 入札参加者証

イ 入札書及び入札書用封筒（最低入札価格以上の入札金額を入札書に御記入のうえ、入札書用封筒に封緘・押印のうえお持ちください。）

ウ 入札者確認票

エ 実印（代理人により入札及び契約しようとする場合は委任状に押印されている代理人の印）

オ 入札保証金納付書兼領収書

- (4) 入札書の提出

ア 入札参加者は、指定の時刻までに、指定された場所へ入札書を提出しなければなりません。

イ 代理人が入札に参加する場合は委任状を提出し、入札書には代理人名を記入し押印してください。

- (5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

- ア 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
- イ 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ウ 入札書に記名及び押印がないとき。
- エ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- オ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- カ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- キ 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- ク 入札者の資格がない者が入札したとき。
- ケ 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- コ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- サ 入札書の金額が訂正されているとき。
- シ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(6) 開札

- ア 入札後直ちに入札者の面前で開札します。
- イ 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(7) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

7 落札者の決定

- (1) 市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

なお、予定価格については、最低入札価格を予定価格とします。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該同価の入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。なお、落札者となる同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。ただし、この場合において、やむを得ずくじを引くことができない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない津市職員にくじを引かせます。

- (3) 落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。
- (4) 落札者には、入札終了後、契約手続の説明を行います。
- (5) 再度の入札については、最低入札価格（予定価格）を公表しているため実施しません。

8 契約に付す条件

買受人に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

ア 契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の事務所など公序良俗に反する業等の用に供することはできません。

イ 上記の事項に違反したときは、市は、売払物件を買戻しすることができます。この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。
なお、この金額には買受人が投下した一切の費用は、含みません。

(2) 契約の解除

ア 買受人が契約書の各条項に違反したとき、又は契約に定められた義務を履行しないときは、市は契約を解除することができます。

イ 上記により契約が解除されたときは、買受人は、市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して市に引き渡さなければなりません。

(3) 実地調査の協力

用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、市の求めにより随時登記事項証明書等の提出や実地調査等に協力していただく場合があります。

(4) 違約金

上記(1)から(3)までの条件に違反した場合は、違約金として、売買代金の20%に相当する額を市にお支払いただきます。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者は、落札者決定後、契約を締結します。契約手続等の具体的な方法については、追って連絡いたします。

(2) 契約の確定

契約は、津市が落札者とともに市有財産売買契約書に記名押印したときに確定します。

(3) 契約保証金

ア 契約確定と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。入札保証金の全額を契約保証金（契約代金の10%とします。）とし、その差額については、後日請求いたします。

イ 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。

ウ 契約者が売買代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

10 売買代金の支払期限等

売買代金は、平成24年3月30日（金）までに、市の発行する納入通知書によって、支払わなければなりません。

11 所有権の移転等

(1) 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転するものとし、移転完了後に土地を引き渡すものとしします。

(2) 売払物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後、瑕疵が発見された場合、市は一切の責任を負いません。

(3) 所有権の移転登記は市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税額（収入印紙）は、落札者の負担となります。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

(1) 契約書に貼付する収入印紙

(2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等

(3) 所有権移転後の公租公課

(4) その他契約に要する費用

(5) 物件引渡以後に必要なとなる費用

13 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 建物を建築するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

□問い合わせ先

津市政策財務部 財産管理課 財産管理担当

電話番号 059-229-3125

津市水道局告示第 1 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 4 年 1 月 2 0 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
ムラキ設備	度会郡玉城町宮古 1414 番地 4	平成 2 4 年 1 月 1 1 日

津市選挙管理委員会告示第1号

平成24年1月1日現在にて調製した津市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧に関し、次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において読み替えて準用する公職選挙法（昭和26年法律第100号）第23条第2項の規定により告示する。

平成24年1月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成24年1月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 抹消者数

男	女	計
45 人	8 人	53 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成24年1月19日